

鳥取県児童福祉施設に関する条例・鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正に係る
パブリックコメントの実施結果について

令和元年8月29日
子育て王国課

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間 令和元年6月26日(水)から7月19日(金)まで
 (2) 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱(県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館に設置)、市町村窓口
 (3) 応募者数 7人
 (4) 集計結果 賛成：2人 反対：4人 その他：1人

2 意見の内容及び意見に対する対応方針

	意見	反映方法	対応方針
賛成	新入園の申込があっても保育士不足により受け入れにくいため、配置基準の継続を求める。	既に盛り込み済み	配置基準の特例措置を5年延長する。
	保育士不足が深刻なので弾力的な運用が必要である。		
反対	保育士の待遇改善を行い、保育士を掘り起こすべきである。(同趣旨の意見他1件)	今後の検討課題	<ul style="list-style-type: none"> 国の処遇改善加算制度の利用促進と、現在単県で実施している1歳児加配や障がい児加配の活用により待遇改善を引き続き図る。 鳥取県保育士・保育所支援センターと連携し、潜在保育士や保育士を目指す学生に対し、適時の情報発信や就業支援を行い、保育士確保を進めていく。
	有資格者以外の活用は保育の質の低下につながるものであり許されない。有資格者の活用を優先すべきである。	既に盛り込み済み	<ul style="list-style-type: none"> 弾力化により活用する保育士資格を有しない者については、保育の質を確保するために必要な研修受講を条例改正後も義務付けることとしている。
	保育士と保育士と同等と認める者との線引きが曖昧になり、都合よく運用されるのではないか。	既に盛り込み済み	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置は適用期間と適用可能な条件を定めており、有資格者との線引きは明確である。
その他	児童福祉施設での管理者経験や育児経験年数など、資格がない者を保育士と一緒に配置すればよいのではないか。	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準の弾力化は、保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者に限定しており、保育の質の確保の観点から対象の拡大はしない。